

令和3年度簡裁訴訟代理等能力認定考査

考 査 問 題

< 注 意 >

- 1 別に配布した解答用紙の該当欄に，受験地，受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 2 考査時間は，2時間です。
- 3 考査問題は，記述式です。
- 4 問題の解答は，所定の解答用紙に記入してください。解答用紙への解答の記入は，黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものを除く。）を使用してください。解答用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合には，その解答用紙の答案は，採点されません。また，解答用紙の筆記可能線の外側に解答をした場合には，当該筆記可能線の外側に記載された部分は，採点されません。
- 5 解答用紙に受験地，受験番号及び氏名を記載しなかった場合は，採点されません（考査時間終了後，これらを記載することは，認められません。）。
- 6 解答用紙は，書き損じても，補充しません。
- 7 不正行為があった場合には，その解答は無効とします。
- 8 考査問題に関する質問には，一切お答えしません。
- 9 考査問題は，考査時間終了後，持ち帰ることができます。

第1問 (別紙)記載の【Xの言い分】及び【Yの言い分】に基づき、以下の**小問(1)**から**小問(7)**までに答えなさい。

なお、附帯請求については考慮しないものとし、物件目録については記載を要しない。また、令和3年4月1日において施行されている法令に基づいて解答するものとし、法令改正に伴う経過措置等を考慮する必要はない。

小問(1) XがYに対して訴えを提起する場合の訴訟物及びその個数を解答用紙の第1欄(1)に記載しなさい。なお、所有権に基づく請求については考慮しないものとし、XのBに対する訴えは、提起されていないものとする。

小問(2) **小問(1)**の訴えに係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)において、Xが訴状に記載すべき請求の趣旨(付随的申立てを除く。)を解答用紙の**第1欄(2)**に記載しなさい。

小問(3) 本件訴訟において、Xが主張すべき請求原因の要件事実を解答用紙の**第1欄(3)**に記載しなさい。

なお、いわゆる「よって書き」は、記載することを要しない。また、記載に当たっては、次の【記載例】のように、①要件事実ごとに適宜番号等を付して整理して記載し、②請求原因が複数ある場合には請求原因ごとに分けた上で記載すること。なお、要件事実のうち同一のものについては、適宜、他の請求原因の要件事実の記載を引用して差し支えない(以下、**小問(4)**及び**小問(5)**並びに**第2問小問(1)**において同じ。)

【記載例】

請求原因1

1 Aは、Bに対し、令和○年○月○日、1000万円を貸し付けた。

2 ……

請求原因2

1 請求原因1の1と同じ。

2 ……

小問(4) 本件訴訟において、Yが主張すべき抗弁について、標題を付した上でその要件事実を解答用紙の**第1欄(4)**に記載しなさい(ただし、Yは、本件訴訟において、建物の賃貸借期間満了後の使用継続による契約更新の主張をしないものとする。)

なお、抗弁の標題を付すに当たっては、次の【記載例】のように、①抗弁の法的内容が分かるように記載し、②**小問(3)**において解答した請求原因が複数ある場合には、どの請求原因に対する抗弁であるかを明記すること。

【記載例】

錯誤による取消しの抗弁(請求原因1に対し)

1 . . .

2 . . .

小問(5) 本件訴訟において、Xが主張すべき再抗弁について、標題を付した上でその要件事実を解答用紙の**第1欄(5)**に記載しなさい。

なお、再抗弁の標題を付すに当たっては、①再抗弁の法的内容が分かるように記載し、②**小問(4)**において解答した抗弁が複数ある場合には、どの抗弁に対する再抗弁であるかを明記すること。

小問(6) 次の文は、本件訴訟の事物管轄に関する説明である。(ア)から(ウ)までに入る文言を、解答用紙の**第1欄(6)**に記載しなさい。

「簡易裁判所は、訴訟の目的の価額が(ア)万円を超えない請求(行政事件訴訟に係る請求を除く。)について第一審の裁判権を有しています。本件訴訟に係る訴えの提起時の甲建物の価額が250万円である場合には、その訴えを簡易裁判所に提起することが(イ)。なぜなら、(ウ)。」

小問(7) Xは、Bに対して、甲建物からの退去を求める訴えを提起しようと考えており、その訴えに係る訴訟の本案の権利の実現を保全するために、民事保全法に基づく保全命令の申立てを行おうとしている。この場合において、次の①から③までの質問に対する解答を、解答用紙の**第1欄(7)**に記載しなさい。

①Xは、どのような保全命令を申し立てるべきか。

②この保全命令によって保全すべき権利は何か。

③Xは、この保全命令手続において、文書送付の囑託を申し立てることができるか。結論及びその理由を答えなさい。

(以下の問題は、第1問と独立した問題として解答すること。)

第2問 次の〔設例〕に基づき、以下の**小問(1)**から**小問(3)**までに答えなさい。

〔設例〕

1 Yは、Aから、令和3年7月1日、甲絵画を15万円で買い、同日、甲絵画の引渡しを受けた。

2 Yは、上記1の売買の仲介をした大手美術商Bから、上記1の売買契約の締結に際し、甲絵画の所有者がAである旨の証明書を受け取った。

3 Yは、令和3年7月1日以降、甲絵画を自宅に飾って占有している。

4 Xは、Yに対し、令和3年9月1日、甲絵画の真の所有者はXであることを告げて、甲絵画の引渡しを求めた。

5 Yは、上記1の売買契約の締結の際、甲絵画の真の所有者がXであることを知らず、Aが所有者であると信じていた。

6 Xは、Yに対し、令和3年10月1日、所有権に基づいて甲絵画の引渡しを求める訴えを簡易裁判所に提起した。

7 Xは、上記6の訴えに係る訴訟（以下「本件引渡請求訴訟」という。）において、
①Xは甲絵画を所有していること、及び②Yは甲絵画を占有していることを主張している。

(参考)

民法

第192条 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

小問(1) 本件引渡請求訴訟において、Yが主張すべき抗弁の要件事実を解答用紙の**第2欄(1)**に記載しなさい。

小問(2) **小問(1)**の解答のとおり抗弁の要件事実を整理した理由を、実体法上の要件との関係に言及しつつ、解答用紙の**第2欄(2)**に記載しなさい。

小問(3) 本件引渡請求訴訟において、Yは、「甲絵画をCに転売して引き渡したため、現在は甲絵画を占有していない。」と主張した。この場合において、裁判所は、「Yは、甲絵画を占有している。」という事実が認められるかを判断するために、職権で、Cを証人として尋問することができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第2欄(3)**に記載しなさい。

第3問 第2問の〔設例〕の6に記載した訴えの提起前において、司法書士P（簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）は、Xから、「Yに対して甲絵画の引渡しを求める訴えを提起したいので、法的な助言をしてほしい。」との相談を受け、Pは、Xに対し、訴訟手続の流れ、収集すべき証拠書類、提起すべき訴えの内容、訴訟で主張すべき事実及び訴訟の見通し等について具体的な教示（以下「本件教示」という。）を行った。この場合において、以下の**小問(1)**及び**小問(2)**に答えなさい。なお、**小問(1)**と**小問(2)**とは、それぞれ独立した問題として解答すること。

小問(1) Pは、Xから、本件引渡請求訴訟の訴訟代理人になるよう依頼を受けたが、本件教示の際のXの態度から信頼するに足らない人物であると考えたため、Xからの依頼を拒みたいと考えている。Pは、Xからの依頼を拒むことができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第3欄(1)**に記載しなさい。

小問(2) Pは、本件教示の後、Yから、「Xから甲絵画を引き渡すように求められたので、法的な助言をしてほしい。」との相談を受けた。Pは、Yの相談に応じることができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第3欄(2)**に記載しなさい。

(別紙)

〔Xの言い分〕

- 1 私の父であるAは、昭和60年頃、Aが所有する乙土地上に平屋建ての甲建物を建築しました。その後、甲建物で喫茶店を営んできていましたが、老朽化のため、甲建物を取り壊すことを検討していました。そうしたところ、Aは、令和2年3月頃、Yから、「レストランを営んでいた建物を急ぎよ明け渡さなければならず、その移転先として甲建物を使用させてほしい。」と強く頼まれました。そこで、Aは、Yとの間で、令和2年4月1日、別添の賃貸借契約書を取り交わして甲建物について賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」といいます。）を締結し、Yは、翌2日、Aから甲建物の鍵を受け取って、本件賃貸借契約に基づいて甲建物の使用を始めました。
- 2 Aは、令和2年10月1日に死亡しました。Aの相続人は私以外にはおりません。
- 3 甲建物は、老朽化のため大地震が発生した場合には倒壊するおそれがあります。また、甲建物の老朽化が進んでいて多額の費用を要するため、耐震工事を行うのは現実的ではありません。私は、甲建物を相続した時から、甲建物を取り壊して、乙土地上に特注のバリアフリーの住宅を新築し、重度の要介護状態にある妻の母と同居をしたいと考えています。
- 4 そのため、私は、令和3年2月頃、Yに対して、「本件賃貸借契約が終了する令和3年9月末日で甲建物から退去してほしい。」と伝えました。しかし、Yは、「話が違う。甲建物からは退去しない。」などと言って、退去しない意向を示しました。
- 5 そこで、私は、令和3年3月1日、Yに対して、本件賃貸借契約の更新をしない旨の通知書を内容証明郵便により送付し、同月3日、同通知書はYに到達しました。
- 6 Yは、令和3年10月1日以降も甲建物から退去せず、甲建物の使用を続けました。そして、Yは、同年12月1日から、レストランの経営をBに行わせるとともに、甲建物をBに又貸したようです。Bは、近所でも有名な不良で、同日以降、しばしば多数の不良仲間を甲建物に宿泊させています。そんな人物に私に無断で甲建物を又貸しするなんて信じられません。
- 7 Yは、Bから、レストランの売上げの中から毎月おおよそ30万円の金銭を受け取っており、このうち10万円は、Bに甲建物を使用させる対価であると、レストランの従業員から聞きました。Yは、令和3年12月1日以降、ほとんど甲建物に姿を見せおらず、Bがレストランの経営を取り仕切って甲建物を使用しています。
- 8 Bは、令和4年1月頃から甲建物前の路上に大きな立て看板を置くようになり、周辺住民から苦情が寄せられました。そのため、私は、同年2月頃、Bに対して、立て看板を置くのをやめるように注意しましたが、聞き入れられていません。
- 9 私は、本件賃貸借契約は既に終了していると認識していますが、念のため、又貸しを

理由として本件賃貸借契約を解除することにしました。そこで、私は、令和4年3月2日、Yに対し、本件賃貸借契約を解除する旨の書面を内容証明郵便により送付し、同月3日、同書面はYに到達しました。

10 よって、本件賃貸借契約は終了していますので、Yに対し、甲建物から速やかに退去することを求めます。

【Yの言い分】

1 私は、甲建物を賃借しているにもかかわらず、Xから不当に甲建物からの退去を求められて困っています。

2 私は、平成10年から甲建物の真向かいに所在する丙建物を賃借してレストランを営んでいましたが、令和2年2月頃、隣家からの延焼によって丙建物が損壊し、修繕の見通しも立たないため、丙建物からの退去を余儀なくされました。

3 私は、丙建物の近辺でレストランを営むことのできる物件を探していたところ、Aから、「もし良かったら、甲建物を使用しないか。」との提案がありました。そこで、私は、Aとの間で本件賃貸借契約を締結しました。Aは、その際、「甲建物は使い道がないので、できるだけ長期間使用してほしい。家賃さえ払ってもらえるのであれば、甲建物を他人に貸してもらっても構わない。」とっていました。私は、Aの言葉から甲建物で長い期間レストランを営業することができると考え、令和2年4月頃、60万円を支払ってレストランの営業に必要な厨房機器を購入し、同年5月から営業を始めました。

4 ところが、Aが死亡すると、その子であるXから、甲建物からの退去を求められるようになり、令和3年3月3日には、本件賃貸借契約の更新をしない旨の通知書を受け取りました。どうやら、Xは、Aの生前から、甲建物を取り壊して乙土地を利用したいと考えていたようですが、Aとは不仲であったため、Aはその希望を聞き入れなかったようです。

5 Xは、甲建物の耐震工事に要する費用は高額に過ぎると主張していますが、そのような事実はありません。Xは、工事費用の見積りもしていないのです。

6 乙土地の近辺には同規模のレストランを営業できる賃貸物件はありません。レストランの顧客の大半は、乙土地の近辺に居住する常連客ですから、他に移転すると売上げが大幅に減少してしまいます。

7 私は、Aから、長期間甲建物を使用してほしいと言われていたので、甲建物からの退去を求められるのは、到底納得できません。

8 私は、令和3年10月分以降の賃料も、きちんとXの口座に振り込んで支払っています。

- 9 また、Xは、私が、令和3年12月1日以降、甲建物をBに無断で使用させていると主張していますが、事実と異なります。Bは、私の妻のおいで、以前は周囲に迷惑をかけた時期もありましたが、今はレストランと一緒に働いてもらっています。令和3年12月1日から、レストランの接客や調理についての管理業務をBに任せるようになりましたが、レストランの経営は引き続き私が行っています。レストランの名称も変わっていませんし、建物の使用状況にも変更はありません。Bが、レストランを経営するために、私から甲建物を借りたことはありません。Bが、甲建物に他人を宿泊させたこともありません。そもそも、Aは他人に貸すことを許していたのに、文句を言われる筋合いではありません。百歩譲っても、Bは、私の妻のおいでであり、長年レストランと一緒に働いていたわけですから、全くの第三者に対して甲建物を貸したわけではありません。私は、令和4年3月3日、Xから、本件賃貸借契約を解除する旨の書面を受け取りましたが、これで解除するなどとはいえません。
- 10 私は、令和4年1月頃から、行政の許可を得て、レストラン前の路上に立て看板を置いています。周辺住民から苦情が来たことは一度もありません。
- 11 よって、本件賃貸借契約は、今も継続していると認識しています。

(別添)

賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、甲建物について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。

(契約期間及び解約の申入れ)

第2条 本件賃貸借契約の契約期間は、令和2年4月1日から令和3年9月末日までとする。

2 甲が、前項の契約期間の満了の1年前から6か月前までの間に、乙に対して更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

3 甲による前項の通知は、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができない。

(使用目的)

第3条 乙は、飲食店の営業を目的として甲建物を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 賃料は、1か月15万円とし、乙は、毎月末日までにその翌月分を甲に支払わなければならない。

令和2年4月1日

貸主（甲）

住所（省略）

氏名 A ㊞

借主（乙）

住所（省略）

氏名 Y ㊞